

補給本部が行う随意契約への新規参入の申込みについて

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部経理部長

岡 田 健 治

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約について当該要件を満たす契約企業との随意契約を行うことを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得の規定に従って、申込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

ア 航空機製造事業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 7 号）第 2 条の 2 又は武器等製造法（昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達

イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの。

ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのあるものが一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達

エ 企業が試作請負業務（研究試作を除く。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの（開発に係る試作請負業務（研究試作を除く。）において、下請負業者がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）。

オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの。

カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できるものが一者に限られるもの。

キ 過去2か年度にわたって一者応募・応札となっている調達（電子計算機システムの整備について（防装通第3847号。6. 6. 29）に示されている電子計算機システムの換装及び改修等に係る調達は除く。）のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの。

添付書類：対象契約一覧表

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
1	U S - 2 の技術維持活動 (プロペラ)	イ	25. 11. 1	U S - 2 用プロペラの技術維持活動に必要な英国Dowty Propellers社のライセンスを認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
2	U S - 2 用プロペラの 分解検査	ウ	25. 11. 1	U S - 2 用プロペラの分解検査に必要な輸出入代理権を英国Dowty Propellers社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
3	U S - 2 用B L C装置の 技術維持活動	イ	25. 11. 1	U S - 2 用B L C装置のエンジン（C T S 8 0 0 - 4 K）の維持、整備に必要な米国LHTEC社のライセンスを認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
4	弾薬等の技術支援 (8 6 式信管)	ア	25. 11. 1	8 6 式信管の製造に必要な武器等製造法（昭和2 8 年法律第1 4 5号。）第3号に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。	
5	P - 1 型航空機用部品 (輸入)	ウ	25. 11. 1	P - 1 型航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国ED0社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
6	P - 1 型航空機用部品 (輸入)	ウ	25. 11. 1	P - 1 型航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Parker Hannifin社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
7	欠				
8	P - 1 型航空機用部品 (輸入)	ウ	25. 11. 1	P - 1 型航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Custom Control Sensors社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
9	P - 1 型航空機用部品 (輸入)	ウ	25. 11. 1	P - 1 型航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Sensor Systems社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
10	欠				契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
11	P－1型航空機用部品 (輸入)	ウ	25.11.1	P－1型航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Allen Aircraft Products社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
12	欠				
13	T C－90／L C－90型 航空機等委託整備役務	ア	25.11.1	T C－90／L C－90型航空機等委託整備の役務に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2の許可を経済産業大臣から受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
14	赤外線探知装置 A N／A A S－44（ ）用 部品（専用品）	イ	25.11.1	赤外線探知装置A N／A A S－44（ ）用部品の製造に必要な米国Raytheon社のライセンスを認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
15	赤外線探知装置 A N／A A S－36（ ）用 部品（専用品）	イ	25.11.1	赤外線探知装置A N／A A S－36（ ）用部品の製造に必要な米国Raytheon社のライセンスを認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
16	欠				
17	エアクッション艇用可変ピッチプロ ペラ用部品（輸入）	ウ	25.11.15	エアクッション艇用可変ピッチプロペラ用部品の販売に必要な輸入販売代理権を英国Dowty Propellers社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
18	エアクッション艇用T F 40 B型ガ スタービン機関部品 (輸入)	ウ	25.11.15	エアクッション艇用T F 40 B型ガスタービン機関部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Vericor Power Systems社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
19	エアクッション艇用トランスミッ ション装置部品（輸入）	ウ	25.11.15	エアクッション艇用トランスミッション装置部品の販売に必要な 輸入販売代理権を米国Cincinnati Gearing Systems社から認められてい ること又は認められる見込みがあることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
20	欠				
21	欠				
22	エアクッション艇用補機部品 （輸入）	ウ	25.11.15	エアクッション艇用補機部品の販売に必要な輸入販売代理権を米 国Textron社から認められていること又は認められる見込みがあることを 証明できること。	
23	P－1型航空機用部品 （輸入）	ウ	25.11.20	P－1型航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を英国Ultra Electronics社から認められていること又は認められる見込みがあること を証明できること。	
24	P－1用航法データベースの更新	ウ	25.12.5	P－1用航法データベースの販売に必要な輸入販売代理権を米国 GE Aviation社から認められていること又は認められる見込みがあること を証明できること。	
25	T C－90用航法データベースの更 新	ウ	25.12.5	T C－90用航法データベースの販売に必要な輸入販売代理権を 米国Rockwell Collins社から認められていること又は認められる見込み があることを証明できること。	
26	欠				
27	欠				

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
28	赤外線探知装置AN/AAS-44 () 用部品 (輸入)	ウ	25.12.12	赤外線探知装置AN/AAS-44 () 用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Raytheon社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
29	MCH-101 (掃海仕様) 型航空機用部品 (輸入)	ウ	25.12.20	MCH-101 (掃海仕様) 型航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を英国AgustaWestland Limited社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
30	欠				
31	欠				
32	欠				
33	欠				
34	欠				
35	弾薬等の技術支援 (76式54口径5in砲装薬包)	ア	26.1.24	76式54口径5in砲装薬包の製造に必要な武器等製造法 (昭和28年法律第145号) 第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。	
36	TC-90型航空機用部品 (輸入)	ウ	26.2.6	TC-90型航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Beechcraft社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
37	T C - 9 0 型航空機用部品 (輸入)	ウ	26. 2. 6	T C - 9 0 型航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Rockwell Collins社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
38	欠				
39	欠				
40	救命無線機R R C - 4 2 / 4 3 用部品 (輸入)	ウ	26. 2. 6	救命無線機R R C - 4 2 / 4 3 用部品の販売に必要な輸入販売代理権を仏国Orolia社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
41	艦艇搭載武器の状態調査に関する技 術役務 (5 4 口径 1 2 7 m m 速射 砲)	ア	26. 2. 13	5 4 口径 1 2 7 m m 速射砲の製造に必要な武器等製造法 (昭和 2 8 年 法律第 1 4 5 号) 第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けているこ と。	
42	P - 1 型航空機用部品 (輸入)	ウ	26. 4. 8	P - 1 型航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国PTI Technologies Inc社から認められていること又は認められる見込みがあ ることを証明できること。	
43	P - 1 型航空機用部品 (輸入)	ウ	26. 4. 8	P - 1 型航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Aero Fluid Products社から認められていること又は認められる見込みがある ことを証明できること。	
44	弾薬等用部品の調達 (製造)	ア	26. 4. 8	M K 2 5 キャニスタの部品製造に必要な武器等製造法 (昭和 2 8 年法 律第 1 4 5 号。) 第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けているこ と。	
45	欠				

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
46	欠				契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
47	弾薬等技術支援 (5インチ対空弾)	ア	26.4.8	5インチ対空弾の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号。)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。	
48	弾薬等技術支援 (76mm弾薬包)	ア	26.4.8	76mm弾薬包の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号。)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。	
49	潜水具(Viper SC, Viper +, Viper E, S-10, S-24, S-24 Combi)並びに 附属機器及び部品	ウ	26.6.24	潜水具(Viper SC, Viper +, Viper E, S-10, S-24, S-24 Combi)並びに 附属機器及び部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国 Carleton Life Support Systems社から認められていること又は認められ る見込みがあることを証明できること。	
50	P-1型航空機用部品 (輸入)	ウ	26.6.24	P-1型航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国 Timken社から認められていること又は認められる見込みがあることを証 明できること。	
51	P-1型航空機用部品 (輸入)	ウ	26.6.24	P-1型航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Alcoa Fastening Systems社から認められていること又は認められる見込みがあ ることを証明できること。	
52	欠				
53	P-1型航空機用部品 (輸入)	ウ	26.6.24	仏国Ece社製P-1型航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権 をZodiac Aerospace Services Asia社から認められていること又は認め られる見込みがあることを証明できること。	
54	S I C A S及びN A I A D検知機 材、維持整備品、機材関連試験機材	ウ	26.6.27	S I C A S及びN A I A D検知機材等の販売に必要な輸入販売代理 権を英国KeTech Systems Limited社から認められていること又は認めら れる見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
55	欠				契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
56	G P S 航法装置 L N－1 0 0 G 用部 品（輸入）	ウ	26. 8. 26	G P S 航法装置 L N－1 0 0 G 用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Northrop Grumman社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
57	欠				
58	弾薬等技術支援（5 インチ（5 4） 照明弾）	ア	26. 11. 17	5 インチ（5 4）照明弾の製造に必要な武器等製造法（昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。	
59	F 7－1 0 の修理及び改修役務	ア	26. 12. 12	F 7－1 0 の修理及び改修に必要な航空機製造事業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 7 号）第 2 条の 2 に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
60	航空機搭載電子機器の技術指導役務 （長距離監視センサー D B－1 1 0）	ウ	27. 1. 29	航空偵察システム（長距離監視センサー D B－1 1 0）の技術指導役務に必要な輸入販売代理権を米国Goodrich社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
61	P－1 型航空機用部品 （輸入）	ウ	27. 2. 10	P－1 型航空機用部品（油力/燃料/エアプレッシャーインディケータ・センサー）の販売に必要な輸入販売代理権を米国Honeywell社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	
62	航空武器等用部品（輸入）	ウ	27. 2. 10	航空武器等用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Sypris Electronics社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
63	航空武器等用部品（輸入）	ウ	27. 2. 10	航空武器等用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Miteq inc 社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
64	欠				契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
65	教育訓練用器材等用部品 (輸入)	ウ	27. 2. 10	P－1 搭乗員訓練装置用部品の販売に必要な輸入販売代理権をRockwell Collins社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
66	教育訓練用器材等用部品 (輸入)	ウ	27. 2. 27	P－1 シミュレーター動揺装置の構成品及びスペア部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国FlightSafety International社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
67	R C S スクリーン装置及び 同関連部品	イ	27. 4. 14	R C S スクリーン装置及び同関連部品の製造に必要なライセンスを米国Jered LLC社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
68	弾薬等用部品 (輸入品)	ウ	27. 5. 15	Vertically Launched ASROC ASW Missile用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Lockheed Martin社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
69	弾薬等用部品 (1 2 式魚雷)	ア	27. 6. 30	1 2 式魚雷の製造に必要な武器等製造法 (昭和28年法律145号。) 第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。又は受ける見込みがあることを証明できること。	
70	弾薬等用部品 (輸入品) 水中自走標的 (S P A T) 用部品	ウ	27. 8. 7	水中自走標的 (S P A T) 用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国のLockheed Martin社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
71	欠				
72	欠				

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
73	教育訓練用器材等用部品 (輸入品)	ウ	27.12.8	P-1 搭乗員訓練装置用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Simtek Inc社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
74	欠				
75	着艦拘束装置 (R A S T M a r k VI) に関する技術資料の作成	イ	28.4.12	着艦拘束装置 (R A S T M a r k VI) に関する技術資料の作成に必要な加国Indal Technologies社のライセンスを認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
76	航空機用部品 (輸入品)	ウ	28.7.8	航空機用部品 (旧Goodrich Lighting Systems社製品) の販売に必要な輸入販売代理権を米国UTC Aerospace Systems社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
77	航空機用部品 (国産)	イ	28.9.14	航空機用部品の製造に必要なライセンスを仏国Axon Cable社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
78	航空機用部品 (輸入)	ウ	28.9.14	航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を仏国Axon Cable社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
79	航空機用部品 (輸入)	ウ	28.9.27	航空機用部品 (ホース、カップリング及びクランプに限る) の販売に必要な輸入販売代理権を米国Eaton社 (Aerospace Group, Fluid & Electrical Distribution Division) から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
80	欠				
81	航空機用部品 (輸入)	ウ	28.10.31	航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Hartwell社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
82	航空機用部品（輸入）	ウ	28. 11. 2	1 3 1－9 J／J C型APU用部品の販売に必要となる輸入販売代理権を米国Honeywell社／Honeywell Aerospace Yeovil社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
83	航空機用部品（輸入）	ウ	28. 11. 11	航空機用部品の販売に必要となる輸入販売代理権を米国Designed Metal Connections (Permaswage) 社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
84	航空機用部品（輸入）	ウ	28. 11. 11	航空機用部品の販売に必要となる輸入販売代理権を米国Eaton社（Aerospace Group, Fluid & Electrical Distribution Division, Fuel & Motion Control Systems Division）から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。ただし、本公示の79番に該当する品目を除く。	
85	航空機用部品（輸入）	ウ	28. 11. 18	P－1型航空機用部品の販売に必要となる輸入販売代理権を米国Esterline Control Systems-Mason社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	
86	航空機用部品（輸入）	ウ	28. 11. 18	P－1型航空機用部品の販売に必要となる輸入販売代理権を米国Esterline Control Systems-Korry社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	
87	航空機用部品（輸入）	ウ	28. 11. 18	P－1型航空機用部品の販売に必要となる輸入販売代理権を米国Allen Aircraft Products社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	
88	航空機用部品（輸入）	ウ	28. 11. 25	P－1型航空機用部品の販売に必要となる輸入販売代理権を米国Crane Aerospace社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	
89	航空機用部品（輸入）	ウ	28. 11. 25	P－1型航空機用部品の販売に必要となる輸入販売代理権を米国Hydraflow社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	
90	航空機用部品（輸入）	ウ	28. 11. 25	P－1型航空機用部品の販売に必要となる輸入販売代理権を米国Crissair社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
91	航空機用部品（輸入）	ウ	28. 12. 6	Grimes Aerospace社製航空機用照明部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Honeywell社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
92	航空機用部品（輸入）	ウ	28. 12. 6	航空機用窓部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国American Polarizers社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	
93	ハーブーンミサイル及び関連機器の修理等	ウ	28. 12. 14	ハーブーンミサイル及びその関連機器の修理等に必要な輸出入代理権を米国Boeing社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	
94	航空機用部品（輸入）	ウ	29. 4. 28	航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国CIRCOR Aerospace社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	
95	航空機用部品（輸入）	ウ	29. 4. 28	航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国ORO MANUFACTURING COMPANY社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	
96	航空機用部品（輸入）	ウ	29. 4. 28	航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Auto-Valve社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	
97	航空機用部品（輸入）	ウ	29. 4. 28	C-130型航空機用部品の販売及び修理業務に必要な輸入販売代理権を米国MHD-ROCKLAND社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
98	欠				
99	欠				

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
100	教育訓練用器材等用部品 (輸入品)	ウ	29. 6. 13	T－5 操縦訓練装置用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国 L-3 Communications社のアビエーション プロダクツ セクターから認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
101	教育訓練用器材等用部品 (輸入品)	ウ	29. 6. 13	MCH－101 搭乗員訓練装置用部品の販売に必要な輸入販売代理権を英国Ultra Electronics社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
102	欠				
103	制御機器部品	キ	29. 7. 28	契約履行に必要な機関自動監視記録装置、応急監視制御装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
104	情報処理サブシステムOYX－1 () の維持管理	キ	29. 8. 4	契約履行に必要な当該システムの機器及び構成品の製造元の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
105	P－1 用発動機（F7－10）の技術維持活動	キ	29. 8. 4	契約履行に必要な当該機器及び構成品の製造元の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
106	MCH－101（掃海仕様）の技術維持活動	キ	29. 8. 4	契約履行に必要な機体、機器及び構成品の製造元の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
107	US－1A及びUS－2の技術維持活動（機体システム）	キ	29. 8. 4	契約履行に必要な機体、機器及び構成品の製造元の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
108	MCH／CH－101 用発動機（RTM322）の技術維持活動	イ	29. 8. 10	MCH／CH－101 用発動機（RTM322）の技術維持活動の役務に必要な仏国Safran・Helicopter・Engines社のライセンスを認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
109	MCH／CH－１０１用発動機（R TM３２２）の技術維持活動	イ	29. 9. 11	MCH／CH－１０１用発動機（R TM３２２）FADECの技術維持活動の役務に必要となる英国Googrich Control Systems社のライセンスを認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
110	機雷用部品 BATTERY, CA SE 20ほか3件	キ	29. 9. 11	契約履行に必要となる８３式機雷の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
111	欠				
112	５．５６mmペイント弾の輸入に係 る契約	ウ	29. 9. 25	５．５６mmペイント弾の販売に必要となる輸入販売代理権を英国Ultimate Training Munitions社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
113	弾薬等用部品（９７式魚雷）	ア	29. 9. 25	９７式魚雷の製造に必要な武器等製造法（昭和２８年法律１４５号。）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。又は受ける見込みがあることを証明できること。	
114	弾薬等用部品（８９式魚雷（Ｂ））	ア	29. 9. 25	８９式魚雷（Ｂ）の製造に必要な武器等製造法（昭和２８年法律１４５号。）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。又は受ける見込みがあることを証明できること。	
115	弾薬等用部品（０７式垂直発射魚雷 投射ロケット用部品）	ア	29. 9. 25	０７式垂直発射魚雷投射ロケット用部品の製造に必要な武器等製造法（昭和２８年法律１４５号。）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。又は受ける見込みがあることを証明できること。	
116	弾薬等用部品（８９式魚雷）	ア	29. 10. 2	８９式魚雷の製造に必要な武器等製造法（昭和２８年法律１４５号。）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。又は受ける見込みがあることを証明できること。	
117	航空武器等用部品（輸入品）	ウ	29. 10. 12	航空武器等用部品の販売に必要となる輸入販売代理権を米国NavCom Defense Electronics社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
118	航空機用部品（輸入品）	ウ	29.10.12	航空機用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国L-3コミュニケーションズ社のアビエーション・プロダクツ・セクターから認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
119	エンジン（ARRIUS 2 B 2）部分修理	ウ	29.10.30	TH-135型航空機用エンジンの販売及び修理業務に必要な輸入販売代理権を仏国Safran・Helicopter・Engines社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
120	欠				
121	航空機等整備用器材（輸入品）	ウ	29.10.30	航空機等整備用器材の販売に必要な輸入販売代理権を仏国Safran・Helicopter・Engines社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
122	半閉式自給気潜水具（VIPER）の定期検査、調査工事及び修理を実施する役務	イ	29.12.21	半閉式自給気潜水具（VIPER）の整備等の役務に必要な米国Cobham・Mission・Systems社のライセンスを認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
123	半閉式自給気潜水器（SCA）の定期検査、調査工事及び修理を実施する役務	キ	29.12.21	契約履行に必要な半閉式自給気潜水器（SCA）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
124	航空機用機器の技術維持活動（FDR（DAS-50-1）の技術検討）	イ	30.1.19	航空機用機器の技術維持活動（FDR（DAS-50-1）の技術検討）の役務に必要な米国Honeywell International Inc. 社のライセンスを認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
125	欠				
126	魚雷等の定期検査等（97式魚雷定期検査）	ア	30.1.19	97式魚雷定期検査に必要な武器等製造法（昭和28年法律145号。）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。又は受ける見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
127	魚雷等の定期検査等（８９式魚雷（８９式魚雷（Ｂ）含む。）定期検査）	ア	30.1.19	８９式魚雷（８９式魚雷（Ｂ）含む。）定期検査に必要な武器等製造法（昭和２８年法律１４５号。）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。又は受ける見込みがあることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
128	欠				
129	欠				
130	欠				
131	欠				
132	欠				
133	欠				
134	欠				
135	航空機用武装機器の海外修理（P－1型航空機）	ウ	30.3.2	SONOBUOY DISPENSERの修理役務に必要な輸入販売代理権を米国Honeywell Aerospace Yeovil社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
136	弾薬等用部品（輸入品）	ウ	30.3.13	NATO Seasparrow Missile System (MK48 Vertical Launching Systemsを含む) 用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Raytheon社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
137	弾薬等の技術支援（90式信管）	ア	30.6.18	90式信管の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。	
138	T-5の技術維持活動	キ	30.6.25	T-5の技術維持活動の履行に必要な製造元の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
139	航空武器等用部品（輸入）	ウ	30.7.23	搜索レーダーOM-100（）用部品の販売に必要な輸入販売代理権を仏国Thales DMS France社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
140	SM1A及びSM1C型ガスタービン機関の国産化に係る試験役務	イ	30.7.23	SM1A及びSM1C型ガスタービン機関の国産化に係る試験役務に必要な英国Rolls-Royce Power Engineering plc社のライセンスを認められること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
141	制御機器部品	キ	30.8.7	契約履行に必要な電動送風機インバータ装置及び主電動機界磁チョップ装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
142	制御機器部品	キ	30.8.7	契約履行に必要な主電動機遠隔運転装置、電動送風機インバータ回転速度演算装置及び主電動機電機子チョップ装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
143	制御機器部品	キ	30.8.7	契約履行に必要な電気式回転計、速力通信器及び無接点追従スイッチの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
144	搜索用ISARレーダAPS-137専用整備用器材の修理等	ウ	30.10.19	搜索用ISARレーダAPS-137専用整備用器材の修理等に必要な輸入販売代理権を米国RAYTHEON社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
145	航空機用部品（輸入品）	ウ	30.11.14	航空機用部品の販売に必要なとなる輸入販売代理権を仏国Safran・Hericopter・Engines社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
146	航空機用部品（輸入品）	ウ	30.11.14	航空機用部品の販売に必要なとなる輸入販売代理権を米国Rolls-Royce社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	
147	弾薬等用部品（専用品）	エ	30.12.25	90式艦対艦誘導弾及び91式空対艦誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要なとなる技術又は設備等を有することを証明できること。	
148	弾薬等技術支援（艦／空対艦誘導弾）	エ	30.12.25	90式艦対艦誘導弾及び91式空対艦誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要なとなる技術又は設備等を有することを証明できること。	
149	US-2操縦訓練装置の改修	キ	31.2.13	US-2操縦訓練装置の改修の履行に必要なとなる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
150	航空武器等用部品（専用品）	キ	31.4.9	航空機位置情報表示装置（APID装置）NLPN-4用部品の製造に必要なとなる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	
151	航空武器等用部品（専用品）	キ	31.4.9	滑走路視距離観測装置LMQ-6用部品の製造に必要なとなる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	
152	航空武器等用部品（専用品）	キ	31.4.9	2分間平均風向風速計LMQ-7用部品の製造に必要なとなる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	
153	航空武器等用部品（専用品）	キ	31.4.9	運用支援装置YSA-6D用部品の製造に必要なとなる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
154	航空武器等用部品（専用品）	キ	31.4.9	MACCS音響入力処理器用部品の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
155	機雷用電池23形の修理	キ	31.4.15	契約履行に必要となる機雷用電池23形の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
156	91式機雷のさくてん	キ	31.4.15	契約履行に必要となる91式機雷のさくてんの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
157	選択識別装置HPX-104B（）の改修	キ	31.4.19	選択識別装置HPX-104B（）の改修に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
158	制御機器部品	キ	令和元年 5月16日	契約履行に必要となる艦内情報処理装置及び護衛艦の統合音声通信装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
159	P-1の技術維持活動（機体）	キ	令和元年 5月31日	P-1の技術維持活動（機体）の履行に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
160	航空機搭載電子機器の電波諸元（電気的特性の点検項目）測定（P-1用衛星データ・ユニット）	ウ	令和元年 6月12日	航空機搭載電子機器の電波諸元（電気的特性の点検項目）測定に必要となる輸入販売代理権を米国Rockwell Collins社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
161	艦艇戦闘システム用COTS機器の維持管理	イ	令和元年 6月12日	AN/UYQ-70の維持管理に必要となる米国ロッキード・マーチン・コーポレーション社のライセンスを認められること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
162	U-36Aの技術維持活動	キ	令和元年 6月24日	U-36Aの技術維持活動の履行に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
163	教育訓練用器材等用部品（輸入品）	ウ	令和元年 8月22日	教育訓練用器材等用部品（輸入品）の販売に必要な輸入販売代理権を米国Collins Aerospace社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
164	U－36A用発動機（TFE731）の技術維持活動	イ	令和元年 8月27日	U－36A用発動機（TFE731）の技術維持活動の役務に必要な米国Honeywell International Inc.社のライセンスを認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
165	SH－60K用磁探信号処理装置（HSA－105B）の改修	キ	令和元年 9月6日	SH－60K用磁探信号処理装置（HSA－105B）の改修に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
166	欠				
167	P－1用武装機器の整備に関する検討	ア	令和元年 9月18日	P－1用武装機器の整備に関する検討に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けている又は受ける見込みがあることを証明できること。	
168	欠				
169	スタンダードミサイル用整備維持器材部品（輸入品）（IR Target System）	ウ	令和元年 10月15日	スタンダードミサイル用整備維持器材部品（輸入品）の販売に必要な輸入販売代理権を米国Raytheon社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
170	欠				
171	航空武器等用部品専用品	キ	令和元年 11月7日	航空武器等用部品専用品ゾーナーHQS－104（）の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
172	航空訓練装置（H C D S）委託整備 役務	キ	令和2年 1月24日	航空訓練装置（H C D S）委託整備役務の履行に必要な製造図書 （製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を 利用できることが証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
173	T－5用発動機（2 5 0－B 1 7 D）の技術維持活動	イ	令和2年 1月24日	T－5用発電機（2 5 0－B 1 7 D）の技術維持活動の役務に必要な 米国ROLLS-ROYCE社のライセンスを認められていること又は認められる 見込みがあることを証明できること。	
174	航空機用部品（輸入）	ウ	令和2年 1月28日	航空機用部品（E P O S、P B E）の販売に必要な輸入販売代理権 を米国E S S E X社から認められていること又は認められる見込みがあ ることを証明できること。	
175	欠				
176	U S－2 F C Cの取得	ア	令和2年 4月25日	U S－2 F C Cの取得の履行に必要な航空機製造事業法（昭和2 7年法律第2 3 7号）第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受け ていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
177	回転翼哨戒機の自動着艦システム及 び故障認識・対処技術に関する調査 研究	イ	令和2年 5月29日	S H－6 0 K／Lの調査研究に必要な米国シコルスキー社のライセ ンスを認められていること又は認められる見込みがあることを証明でき ること。	
178	えい航式ソーナー搜索システムのモ ジュール修理	キ	令和2年 5月29日	えい航式ソーナー搜索システムのモジュール修理役務履行に必要な 製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有 資料）を利用できることが証明できること。	
179	弾薬等用部品（輸入品）	ウ	令和2年 6月10日	ハーブーンミサイル用部品の販売に必要な輸入販売代理店を米国 Boeing社から認められていること又は認められる見込みがあることを証 明できること。	
180	対潜航空システム通信装置の定期保 守役務	キ	令和2年 6月24日	対潜航空システム通信装置の定期保守役務の履行に必要な製造図書 （製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を 利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
181	欠				契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
182	6 2 口径 7 6 mm速射砲の老朽調査	イ	令和2年 10月1日	6 2 口径 7 6 mm速射砲の老朽調査に必要となる伊国Leonardo S.p.A. 社のライセンスを認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
183	魚雷等の整備 (MK 4 6 魚雷)	ア	令和2年 10月7日	MK 4 6 魚雷の修理に必要となる武器等製造法 (昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号) 第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
184	魚雷等の整備 (アスロックミサイル)	ア	令和2年 10月7日	アスロックミサイルの修理に必要となる武器等製造法 (昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号) 第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
185	魚雷等の整備 (9 7 式魚雷)	ア	令和2年 10月7日	9 7 式魚雷の修理に必要となる武器等製造法 (昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号) 第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
186	魚雷等の整備 (V L A)	ア	令和2年 10月7日	V L A の修理に必要となる武器等製造法 (昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号) 第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
187	魚雷等の整備 (8 9 式魚雷、8 9 式魚雷 B)	ア	令和2年 10月7日	8 9 式魚雷、8 9 式魚雷 B の修理に必要となる武器等製造法 (昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号) 第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
188	魚雷等の整備 (0 7 式垂直発射魚雷 投射ロケット)	ア	令和2年 10月7日	0 7 式垂直発射魚雷投射ロケットの修理に必要となる武器等製造法 (昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号) 第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
189	魚雷等の整備 (1 2 式魚雷)	ア	令和2年 10月7日	1 2 式魚雷の修理に必要となる武器等製造法 (昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号) 第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
190	携帯化学剤検知器用部品	ウ	令和2年 10月14日	携帯化学剤検知器用部品の販売に必要な輸入販売代理権を英国 KeTech Defence社から認められていること又は認められる見込みがある ことを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
191	エンジン（TFE731）（海外修理）	ウ	令和2年 11月6日	エンジン（TFE731）の海外修理に必要な輸入販売代理権を米 国Honeywell International社から認められていること又は認められる見 込みがあることを証明できること。	
192	欠				
193	MCH/CH-101用発動機（RTM322）の修理	イ	令和2年 11月27日	MCH/CH-101用発動機（RTM322）の修理役務に必要なとな る仏国Safran Helicopter Engines社のライセンスを認められていること 又は認められる見込みがあることを証明できること。	
194	航空機用部品（輸入）	ウ	令和2年 11月27日	C-130R用無線機用アンテナ及び静電放電装置の販売に必要なとなる 輸入販売代理権を米国Chelton Limited社から認められていること又は認 められる見込みがあることを証明できること。	
195	欠				
196	イジェクタ・ラック整備用器材	イ	令和3年 1月12日	イジェクタ・ラック整備用器材の製造に必要なとなる米国L3Harris Technologies社のライセンスを認められていること又は認められる見込 みがあることを証明できること。	
197	エアクッション艇用プロペラ装置の 修理オーバーホール作業（海外修理）	ウ	令和3年 1月28日	エアクッション艇用プロペラ装置の修理等に必要なとなる輸入販売代理 権を米国GE Aviation社から認められていること又は認められる見込みが あることを証明できること。	
198	航空機用航法データベース	ウ	令和3年 2月17日	航空機用航法データベース（C-130R及びTH-135）の販売 に必要なとなる輸入販売代理権を米国Boeing Digital Solutions社から認 められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
199	P－3C派生機搭載電子機器の技術維持活動	キ	令和3年 3月15日	P－3C派生機搭載電子機器の技術維持活動の役務に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
200	P－1・P－3C搭載電子機器の技術維持活動	キ	令和3年 3月15日	P－1及びP－3C搭載電子機器の技術維持活動の役務に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
201	インベントリ記録機	キ	令和3年 3月19日	インベントリ記録機の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
202	欠				
203	3インチ礼砲装薬包の腔圧計測	ア	令和3年 6月17日	3インチ礼砲装薬包の腔圧計測に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
204	TC/LC-90用発動機（PT6A）の技術維持活動	イ	令和3年 6月21日	TC/LC-90用発動機（PT6A）の技術維持活動の役務に必要なPratt and Whitney Canada社のライセンスを認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
205	欠				
206	航空武器等用部品及び修理等（輸入品）	ウ	令和3年 7月29日	航空武器等用部品の販売及び修理等に必要な輸入販売代理権を米国DERCO社から認められていること又は認められる見込みであることを証明できること。	
207	AW101（MCH-101）ヘリコプターに関する部品及び修理等（輸入品）	ウ	令和3年 7月29日	AW101（MCH-101）ヘリコプターに関する部品の販売及び修理等に必要な輸入販売代理権をレオナルドUK社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
208	A Q S－2 4に関する部品及び修理等（輸入品）	ウ	令和3年 7月29日	A Q S－2 4に関する部品の販売及び修理等に必要な輸入販売代理権をノースロップグラマンインターナショナルトレーディングから認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
209	弾薬等用部品（0 5式信管）	ア	令和3年 10月27日	0 5式信管の製造に必要な武器等製造法（昭和2 8年法律第1 4 5号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
210	弾薬等用部品（輸入品）	ウ	令和3年 11月18日	マーベリックミサイル用部品（輸入品）の販売に必要な輸入販売代理権を米国Raytheon社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
211	「あさひ」型護衛艦の整備管理	キ	令和3年 11月18日	「あさひ」型護衛艦の整備管理に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
212	「いずも」型護衛艦の整備管理	キ	令和3年 11月18日	「いずも」型護衛艦の整備管理に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
213	艦艇搭載戦闘システム等のC O T S適用評価	キ	令和3年 12月17日	艦艇搭載戦闘システム等のC O T S適用評価の履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
214	欠				
215	9 1式機雷Dレベル定期検査（9 1式機雷）	ア	令和3年 12月24日	9 1式機雷の製造に必要な武器等製造法（昭和2 8年法律第1 4 5号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
216	エアクッション艇用T－6 2 T－4 0型A P U装置部品（輸入）	ウ	令和4年 6月3日	エアクッション艇用T－6 2 T－4 0型A P U装置部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Pratt&Whitney社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
217	S H－6 0 J／K，X S H－6 0 L 搭載電子機器の技術維持活動	キ	令和4年 6月17日	S H－6 0 J／K，X S H－6 0 L 搭載電子機器の技術維持活動の役 務に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要 領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
218	艦艇搭載戦闘システムに関する技術 調査	キ	令和4年 12月15日	艦艇搭載戦闘システムに関する技術調査の履行に必要な製造図書 （製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を 利用できることが証明できること。	
219	航空訓練装置（P－1）	キ	令和5年 1月23日	航空訓練装置（P－1）の契約履行に必要な製造図書（製造図 面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用でき ることが証明できること。	
220	艦艇搭載機器の技術維持態勢の整備 （艦船の部）	キ	令和5年 1月31日	着艦拘束装置、航空機用昇降機、航空機用けん引装置、R C S スク リーンについて、不具合対応に必要な製造図書等（製造図面、組立図及 び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明 できること。	
221	M T 3 0 型ガスタービン機関	イ	令和5年 3月24日	M T 3 0 型ガスタービン機関及び同部品の販売、製造等に必要なとなる 英国Rolls-Royce Power Engineering plc社のライセンスを認められるこ と又は認められる見込みがあることを証明できること。	
222	レーザー搜索システムA L M D S 用 部品（輸入）	ウ	令和5年 4月13日	レーザー搜索システムA L M D S の販売及び修理等に必要なとなる輸入 販売代理権を米国Northrop Grumman社から認められること又は認められ る見込みがあることを証明できること。	
223	航空訓練装置（S H－6 0 K）	キ	令和5年 4月13日	航空訓練装置（S H－6 0 K）の契約履行に必要な製造図書（製 造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用 できることが証明できること。	
224	システム試験装置H S M－7 B の改 修	キ	令和5年 5月11日	システム試験装置H S M－7 B （）の契約履行に必要な製造図書 （製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を 利用できることが証明できること。	
225	弾薬等用部品（専用品）	エ	令和5年 6月27日	1 7 式艦対艦誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の 量産に必要なとなる技術又は設備等を有することを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
226	教育訓練用器材等用部品（輸入品）	ウ	令和5年 7月13日	P－1搭乗員訓練装置用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国Honeywell社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
227	チャフロケット弾及びI Rデコイ弾の性能劣化調査	イ	令和5年 10月24日	チャフロケット弾及びI Rデコイ弾の性能劣化調査に必要な英国Chemring Countermeasures Limited社のライセンスを認められること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
228	武器等用部品（輸入品）	ウ	令和6年 1月17日	高性能20mm機関砲用部品の販売に必要な輸入販売代理権を米国レイセオン社から認められていること又は認められる見込みがあることを証明できること。	
229	航空機用武装機器の技術維持活動（武器投下装置）	ア	令和6年 9月27日	航空機用武装機器の技術維持活動（武器投下装置）の役務に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
230	魚雷等の定期検査等（12式魚雷定期検査）	ア	令和6年 11月18日	12式魚雷定期検査に必要な武器等製造法（昭和28年法律145号。）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。又は受ける見込みがあることを証明できること。	
231	魚雷等の修理等（MK46魚雷）	ア	令和7年 3月3日	MK46魚雷の修理、オーバーホール、改造及び改修等に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
232	魚雷等の修理等（89式魚雷（89式魚雷（B）含む。））	ア	令和7年 3月3日	89式魚雷（89式魚雷（B）含む。）の修理、オーバーホール、改造及び改修等に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
233	魚雷等の修理等（97式魚雷）	ア	令和7年 3月3日	97式魚雷の修理、オーバーホール、改造及び改修等に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
234	魚雷等の修理等（12式魚雷）	ア	令和7年 3月3日	12式魚雷の修理、オーバーホール、改造及び改修等に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
235	魚雷等の修理等（１８式魚雷（１８式魚雷（Ｂ）含む。））	ア	令和7年 3月3日	１８式魚雷（１８式魚雷（Ｂ）含む。）の修理、オーバーホール、改造及び改修等に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637
236	魚雷等の修理等（０７式垂直発射魚雷投射ロケット）	ア	令和7年 3月3日	０７式垂直発射魚雷投射ロケットの修理、オーバーホール、改造及び改修等に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
237	魚雷等の調査等（MK４６魚雷）	ア	令和7年 3月3日	MK４６魚雷の調査等に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
238	魚雷等の調査等（８９式魚雷（８９式魚雷（Ｂ）含む。））	ア	令和7年 3月3日	８９式魚雷（８９式魚雷（Ｂ）含む。）の調査等に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
239	魚雷等の調査等（９７式魚雷）	ア	令和7年 3月3日	９７式魚雷の調査等に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
240	魚雷等の調査等（１２式魚雷）	ア	令和7年 3月3日	１２式魚雷の調査等に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
241	魚雷等の調査等（１８式魚雷（１８式魚雷（Ｂ）含む。））	ア	令和7年 3月3日	１８式魚雷（１８式魚雷（Ｂ）含む。）の調査等に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
242	魚雷等の調査等（０７式垂直発射魚雷投射ロケット）	ア	令和7年 3月3日	０７式垂直発射魚雷投射ロケットの調査等に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
243	魚雷等の整備（１８式魚雷）	ア	令和7年 3月3日	１８式魚雷の修理に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる条件	提出先 (問合せ先)
244	弾薬等用部品（１８式魚雷（１８式 魚雷（Ｂ）含む。））	ア	令和7年 3月28日	１８式魚雷（１８式魚雷（Ｂ）含む。）の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	契約課審査係 03-3908-5121 内線5636, 5637